

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

8 月分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	Environmetal Science&Technology ほか3点 買入	図書	丸善(株)	1,070,675	2014年8月5日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G8	—
2	土木工事積算システム用端末機器等長期 借入 再リース	情報処理用 機器	シャープファイナンス株 式会社 大阪支店	1,070,798	2014年8月29日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G7	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

「ENVIRONMENTAL Science & Technology」 ほか3点 買入

2 契約の相手方

丸善株式会社

3 随意契約理由

上記図書は、定期的に発行される刊行物（外国雑誌）であり、海外における水道事業の水環境情報、水質分析の処理及び解決方法、論文集等が掲載されており、水質試験所において水の品質向上、水質の管理、水質中の化合物質の分析等の海外の最新の情報を得るために使用するものですが、上記業者においては今回購入する刊行物の取り扱いがあり、かつ洋雑誌においても年間購読契約の対応ができる唯一の業者であるため、上記業者との契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務課（電話番号06-6616-5402）

随意契約理由書

1 案件名称

土木工事積算システム用端末機器等長期借入 再リース

2 契約の相手方

シャープファイナンス株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

本案件は、積算業務で使用している旧土木工事積算システム（以下、「現行システム」という。）の端末機器等の借入が、平成 27 年 3 月 31 日で契約期限を迎えるため、平成 27 年 4 月 1 日より一部機能の運用を開始し、平成 28 年 4 月 1 日から全機能の本格運用を開始する新積算システム（以下「新システム」という。）に移行するまでの間、現行システムの端末機器等を再リースするものです。

現在、現行システムから新システムへのデータ移行を行っていますが、平成 26 年 9 月～11 月にかけて、現行システム業者と新システム業者間でデータ移行の協議を行った結果、現行システムとのデータ構成、形式及び使用するソフトの違いから、新システムの性能上、移行可能なデータは平成 26 年 11 月版の最新データのみであり、それ以前のデータ移行は不可能であることが判明しました。しかしながら、新システムへ移行できないデータは、情報公開請求の対応に必要であり、平成 28 年 3 月 31 日までに、現行システムより当該データのデータベース化を行い、新システム本格運用後の情報公開請求に備える必要があります。

また、新システムの積算内容の検証を行う手段は、現行システムによる積算結果との照合によることでのみ可能であるため、確実に違算を防止するための検証期間である平成 27 年度中は、現行システムと並行運用を行う必要があります。

以上の理由により、平成 28 年 3 月 31 日までは現行システムの継続運用が必要ですが、同システム端末機器等は動作上不具合もなく、十分に継続使用が可能な状態であり、新たに借入契約を行った場合と比較しても、システム導入・設定費用及び動作環境の検証費用などの経費を大幅に削減することも可能となります。

よって、これらを実現できる唯一の業者である上記業者と再リース契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部工務課技術監理担当（電話番号 06 - 6616 - 5530）